

十日町市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年10月30日

十日町市監査委員 水落 雅史
十日町市監査委員 高橋 俊一

監査結果報告

1 監査対象

十日町市教育振興会
十日町市教育振興会助成金

2 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

3 監査の主な実施内容

会計帳簿・証拠書類との照合のほか、関係者の説明を聴取した。

4 監査の実施場所及び期間

実施場所 監査委員事務局及び十日町市立十日町中学校
予備監査 令和6年9月4日から令和6年10月11日
本監査 令和6年10月17日

5 監査の結果

出納、その他の事務について監査をした結果、おおむね適正に行われていた。
なお、一部改善すべき点が認められたので、事務処理の適正化に一層努力されたい。

6 意見

- ・本助成金に対する補助金交付要綱がなく、類似した法令外団体負担金と同様の取扱いをしていただきたいため、交付要綱を整備し、目的や補助対象事業を明確にした上で、交付決定をしていただきたい。
- ・本助成金を他団体に負担金等として支出する場合も、その支出内容の把握に努めていただきたい。

十日町市教育振興会が実施している、教育のために必要な調査や研修事業がさらに有意義なものとなり、児童生徒の教育にさらなる効果が生じることを期待する。